第一牧志公設市場グリーストラップ及び汚水排水管清掃業務仕様書

本仕様書は、那覇市が発注する「第一牧志公設市場グリーストラップ及び汚水排水管清 掃業務」の仕様について定めたものである。

1 委託期間 :契約締結日から令和5年9月30日まで

2 対象施設 : 第一牧志公設市場 ※新市場(所在地: 那覇市松尾 2-1 0-1)

3 業務内容 : グリーストラップ17箇所(図面①参照)、

:排水管清掃274mの清掃(図面②参照)、

:排水側溝346m、汚水排水管口54箇所の清掃、(図面③及び④参照)、

: 発生廃棄物(グリーストラップ汚泥 2800kg; R4年度実績)収集運搬

- 4 受託者は、当該業務を行う際、担当職員と十分調整を行い、市場業者及び委託者の業務、 近隣店舗の営業に支障をきたさないこと。
- 5 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の許可を受けた者であること。
- 6 受託者は、業務で発生するグリーストラップ汚泥等の廃棄物の処理業務の遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守すること。
- 7 受託者は廃棄物の数量を把握し、廃棄物管理票に明記すること。
- 8 受託者が廃棄物を回収する場合は、係員にその旨を連絡し、立会いのうえ搬出すること。
- 9 受託者は発生する廃棄物を収集し、許可された車両で所定の処分事業場まで適正に運搬すること。
- 10 受託者は、沖縄県知事から行政処分を受けていないこと。
- 11 廃棄物の種類、排出量については、(別紙) 廃棄物リストを確認すること。廃棄物リストの品目や重量については、目安であるため、実際の品目や重量とは異なることに留意すること。
- 12 業務の実施にあたっては、受託者は諸法令・法規を遵守し事故の防止に万全の注意を払うこと。

- 13 廃棄物の収集運搬業務の際「道路占有許可」「道路使用許可」が必要な場合は、受託者で申請すること。収集運搬車両は、委託業務実施中であっても、他の車両等の通行を妨害する場所に駐車してはならない。
- 14 廃棄物の積込作業は迅速に行い、建物の損傷及び騒音等に留意すること。
- 15 廃棄物の運搬中においては、廃棄物の飛散を防止すること。
- 16 受託者は、賠償責任保険等適切な保険に加入し、万一、次の各項の事故が生じたときは、 受託者の責任において処理すること。
 - (1) 第三者、来訪者、委託者の職員及びその関係者、受託者の作業員の人身事故。
 - (2) 作業車両等によるすべての車両事故。
 - (3) 履行場所の敷地内通路の縁石、植栽及び建物とこれに付随する設備に損害を与える事故。
 - (4) その他、受託者の管理責任に帰する事故。
- 17 業務終了後はマニフェストを提出すること。
- 18 「那覇市環境方針」の趣旨に則り、燃料の使用削減等車両の適正運行を図ることで環境 への配慮を推進するため、次の(1)~(7)に十分留意した上で収集運搬業務にあたること。
 - (1) 空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを止め、適切な車間距離をとること。
 - (2) 経済速度で走行すること。
 - (3) 無駄な荷物は積まないこと。
 - (4) タイヤの空気圧を適正にすること。
 - (5) アイドリングストップを実施すること。
 - (6) 排出ガス等を抑制するために適正な車両整備に努めること。
 - (7) 効率的なコースを運行するよう努めること。
- 19 本仕様書に疑義がある事項は、委託者の指示を受け対処するものとする。

(別紙)

○廃棄物リスト

・種 類: 動植物油(グリーストラップ汚泥)

・排出量: 2800kg (R4年度実績)